

## 平成30年度介護職員処遇改善計画書の届出等について（通知）

平成30年度に介護職員処遇改善加算（以下、「加算」という。）を算定する介護サービス事業者等（平成29年度に加算を算定している事業者を含む）については、「介護職員処遇改善計画書」等を指定権者へ提出する必要がありますので、加算を算定する場合は下記のとおり提出してください。

なお、提出されずに加算を受給された場合は、加算に係る介護報酬の返還を命じられることがありますのでご留意願います。

介護職員処遇改善計画書等の様式は、組合ホームページ及び県高齢福祉課ホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、加算区分（Ⅳ）・（Ⅴ）の廃止についての審議がなされていますので、今後の介護報酬改正の追加情報等により、加算区分の変更、加算取得に係る要件の変更等が生じる可能性があります。

その場合、届出関係様式の変更を行うことがありますのでご了承ください。

### 1 提出期限

○平成29年度から引き続き加算を算定する場合

平成30年2月28日（水） 必着

○平成30年度の途中から加算を算定する場合

加算算定開始月の前々月末（例：8月1日より算定する場合は6月末）

### 2 提出書類

① 提出書類確認表

② 平成30年度介護職員処遇改善加算届出書

- ・届出をする介護サービス事業所が1つの場合…（別紙様式3）
- ・届出をする介護サービス事業所が複数の場合…（別紙様式4）

③ 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）

④ 介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）（別紙様式2（添付書類1））

※②の別紙様式4で提出する場合に添付

⑤ 介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）（別紙様式2（添付書類2））

※届出をする法人が複数の指定権者の介護サービス事業所を有する場合に添付

⑥ 介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）（別紙様式2（添付書類3））

※届出をする法人が複数の都道府県に介護サービス事業所を有する場合に添付

⑦ すべての介護職員に周知したことがわかる書類

説明会の記録、計画書等を掲示した写真、職員が押印した書類等、周知したことの証明となる書類を提出願います。

⑧ その他必要な書類

前年度から加算区分を変更しない場合であって、既に県及び保険者に提出した書類のキャリアパス要件の内容に変更がない場合は省略可能です。

- ・就業規則、給与規程、労働保険関係成立届出等の納入証明書等
- ・キャリアパス要件に係る書類

（キャリアパス要件1に該当する場合）

職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について定めたもの

（キャリアパス要件2－5アに該当する場合）

資質向上のための計画書

（キャリアパス要件3に該当する場合）

経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み、又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みについて定めたもの

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

### 3 提出先

〒930-0288

中新川郡舟橋村国重242番地

中新川広域行政事務組合 介護保険課 保険業務係

### 4 その他留意事項

○事業者が有する県内に所在する事業所（サービス）が複数あり、かつ複数の指定権者をまたがる場合、各指定権者に計画書一式を提出願います。1つの事業所内で県指定サービスと保険者指定サービスを提供している場合も同様です。

○加算の算定をする際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更があった場合には、変更届出書等の提出が必要になります。

また、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を各指定権者へ提出する必要があります。平成29年度介護職員処遇改善加算の実績報告書の提出期限につきましては、平成30年7月末（平成30年3月まで加算を算定する場合）となりますので、ご注意ください。

### 5 介護職員処遇改善加算関連参考資料

○平成29年3月9日付け介護保険最新情報 Vol. 582 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

○平成29年3月16日付け介護保険最新情報 Vol. 583 「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A（平成29年3月16日）」

○平成29年1月30日付け介護保険最新情報 Vol. 580 「平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について」

○平成28年4月18日付け介護保険最新情報 Vol. 546 「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A」

○その他、県高齢福祉課ホームページも参考にご覧ください。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1211/kj00011568.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1211/kj00011568.html)

事務担当  
介護保険課保険業務係  
Tel 464-1316  
Fax 463-3199